

【研修内容】

○社会科授業研究（授業者：森 清成）

3・4校時 6年生 「裁判員制度の在り方を考える ～多数決の本質とは～」

【研修の目的】

○教科構想に基づく、授業実践を行い、広島大学准教授 永田忠道先生より指導助言を頂くことで、教育技術の研鑽を行う。

【本時の目標】

模擬裁判を行うことを通して、裁判の仕組みや裁判員制度について知るとともに、裁判員裁判における多数決での判決について正当性が保証できるか考えることを通して、「多数決の限界」について知り、集団の意思決定の在り方について考え話し合うようにする。

【単元計画】

第1次 日本の裁判の仕組みや裁判員制度について知ろう・・・5時間

第2次 模擬裁判をしよう・・・・・・・・・・2時間（本時 1・2/2）

第3次 「社会を明るくする運動」作文を書こう・・・・・・・・・・2時間

【授業の実際】

本時において、ゲストティーチャー（弁護士）を招いて、模擬裁判を行った。その際、ゲストティーチャーから裁判の仕組みや心構えを伺ったり、実際の裁判の流れで判決について議論したりする機会を設定した。

子どもたちは、被告人役（ゲストティーチャー）や被害者役（授業者）の証言を聞いたり、質問をしたりしながら、真実とは何か、どのように判決を下すべきかと考えた。そのような授業を通して子どもは以下のように振り返った。

「僕が難しいと思ったのは、どのことが真実で、どのことがうそなのかを見極めて、その上で判決を下して、その人の人生を決めていくということが裁判の難しさだと思いました。」

ゲストティーチャー（弁護士）からは、

「みんないろいろな立場にたって話を聞いてくれて、よく考えてくれたので、それが一番よかったと思います。みんな大きくなればなるほど、いろんなことがあると思うんですけど・・・答えがあるものってすごく少なくて、ないものをどうやって自分が一番いいと思うかというふうに探せるように頑張っていてください。」

